

議案第87号

大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成25年大阪市条例第93号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

第1条中「学校給食費」を「学校給食費等」に改める。

第6条中「学校給食費」を「学校給食費及び教職員給食費」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（教職員給食費の徴収）

第6条 市長は、学校において給食の提供を受ける教職員（学校に勤務する教職員に限る。以下同じ。）から、当該提供に要する費用のうち教職員が負担すべきものとして、第3条第1項に規定する保護者が負担すべき経費の範囲内で市規則で定める額との均衡を考慮して市規則で定める額（以下「教職員給食費」という。）を徴収する。

2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第4条中「前条第1項の規定により徴収する費用（以下「学校給食費」という。）」とあるのは「第6条第1項に規定する教職員給食費」と、前条中「学校給食費」とあるのは「次条第1項に規定する教職員給食費」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

教職員の給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市学校給食の実施及び学校給食費 の管理に関する条例 (抄)
学校給食費等

(趣 旨)

第1条 この条例は、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費 の管理に関し必要な事項を学校給食費等

定めるものとする。

(学校給食費の減額)

第5条 省 略

(教職員給食費の徴収)

第6条 市長は、学校において給食の提供を受ける教職員（学校に勤務する教職員に限る。以下同じ。）から、当該提供に要する費用のうち教職員が負担すべきものとして、第3条第1項に規定する保護者が負担すべき経費の範囲内で市規則で定める額との均衡を考慮して市規則で定める額（以下「教職員給食費」という。）を徴収する。

2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第4条中「前条第1項の規定により徴収する費用（以下「学校給食費」という。）」とあるのは「第6条第1項に規定する教職員給食費」と、前条中「学校給食費」とあるのは「次条第1項に規定する教職員給食費」と読み替えるものとする。

(委 任)

第6条 第3条から前条までに定めるもののほか、学校給食費及び教職員給食費の管理に関し必
第7条

要な事項は、市規則で定める。